

要介護・要支援認定の前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する説明書

利用者が要介護・要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)の申請後、認定結果通知を受けるまでの間に、介護保険による適切な介護予防サービスの提供を受けるために、指定介護予防支援事業者(以下「事業者」といいます。)が、暫定的な介護予防サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

要介護認定等の効力は、申請日(更新認定申請の場合は、直前の認定の有効期間の満了日の翌日)にさかのぼりますので、申請日以降は介護保険サービスの利用が可能です。ただし、認定結果が通知されるまでは、認定内容が不明ですので、想定される認定の範囲内でのサービス利用となります。これを「暫定サービス利用」といいます。暫定サービス利用のためには、暫定サービス計画を作成し、これにもとづいてサービスの提供が行われることが必要です。認定結果として「要支援」を想定する場合、暫定サービス計画は「介護予防サービス計画」として作成することになります。そして、認定結果が通知された後、その結果に応じて、このサービス計画は見直します。その際、当初想定していた認定と、実際の認定結果が異なる場合には、暫定利用したサービスの一部または全部が、介護保険給付の対象から外れることもあります。その場合には、対象外となった部分の費用は自己負担となります。これらの取り扱いについて、次のとおりとします。

1 提供する介護予防支援サービスについて

- (1) 利用者が、要介護認定等の申請をしてから認定結果が通知されるまでの間に介護予防サービスの提供を希望される場合には、事業者は、この契約の締結の日からサービス利用時までに介護予防サービス計画を作成し、ご利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- (2) 事業者は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が、後日通知される認定結果を上回る介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら、計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、作成した介護予防サービス計画については、要介護認定等の後にご利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定等の後の契約の継続について

- (1) 要介護認定等の結果、「要支援」となった場合、事業者は、ご利用者に対してこの契約の継続について意向確認を行います。このとき、ご利用者から当事業者に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- (2) 利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。
- (3) 要介護認定等の結果、「要介護」となった場合で、居宅介護支援サービスを利用される場合には、居宅介護支援事業者との間で、あらためて居宅介護支援契約を締結していただきます。その場合の契約日は、特段の事情がないかぎり、暫定的な介護予防支援サービスの契約日となります。

3 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、ご利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定等の結果、「非該当」となった場合には、要介護認定等の結果通知前に提供された、介護予防支援を除く介護予防サービスにかかる費用の全額を、サービス提供事業者からの請求により、ご利用者においてご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付とならないサービスにかかる費用の全額をご利用者においてご負担いただくこととなります。

令和 年 月 日

当事業者は、暫定的な介護予防支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて必要な事項を説明しました。

事業者

所在地

説明者 所属 中村かしわ地域包括支援センター

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から暫定的な介護予防支援の提供についての必要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____